

秋田県外国人介護人材誘致促進事業費補助金に係るQ&A

番号	質問	回答
1	補助対象となるのは、法人単位か、事業所単位か。	補助対象は、秋田県内の介護サービス事業所を運営する法人とし、所在地は県内外を問いません。 なお、他の都道府県から同様の補助金を受給する場合には、原則として併給することはできません。
2	事業所のパンフレットやホームページ等を多言語標記にするための経費は補助対象となるか。	対象となりますが、実際に海外に向けての広報活動等の実績が確認できる場合に限ります。
3	海外に渡航するための、国内移動経費は対象となるか。	海外との移動と連続する行程となっているなど、海外への渡航に明らかに必要だと判断できる場合には対象とします。
4	海外に渡航するため、職員がパスポートを取得する際の経費を法人が支払った場合、補助対象となるか。	パスポートの取得費用は、補助対象となりません。
5	他の商工団体や行政機関が同行して海外の送り出し機関等と協議を行うために渡航した経費は補助対象となるか。	補助対象となるのは、介護サービス事業所が負担する経費のみとなります。他の団体等が負担すべき費用については補助対象となりません。
6	海外の送り出し機関等と会食を行う費用は補助対象となるか。	飲食を伴う経費については、補助対象外となります。
7	消費税及び地方消費税額を補助対象外としているが、どのようにして確認するのか。	実績報告時に添付いただく書類として、領収書等の支払いが分かる書類のほか、支払額の根拠となる請求書等を提出いただきます。提出いただく領収書や請求書等に記載されている消費税額を除いたものを補助対象経費とします。
8	これから外国人介護人材を雇用したいと考えている場合も補助対象となるか。	対象となりますが、補助金の交付以降に外国人介護人材を採用する意向がないと認められるときは、交付した補助金を返還いただく場合があります。
9	事業期間は、いつからいつまでとなるのか。	補助金の交付決定のあった日から、交付決定のあった日の属する年度の2月末までとし、経費の支払いまでが期間内に

		<p>全て終了するものとします。</p> <p>期間内に経費の支払いまで終了できない場合には、補助対象外となります。</p> <p>ただし、交付決定後に海外に渡航する場合であって、航空券等の予約を早期に行う必要があり、交付決定のあった日より前に支払いが行われた場合には、対象経費に含めて差し支えないものとします。</p>
10	<p>クレジットカードでの支払いは可能ですか。</p>	<p>法人名義のクレジットカードで支払った場合、事業期間内に口座からの引き落としが完了すれば対象となります。口座からの引き落としが交付決定のあった日の属する年度の3月1日以降となる場合には、補助対象となりませんので、御注意ください。</p> <p>また、やむを得ず、個人名義でのクレジットカードで支払った場合、法人から個人に対して経費が支払われたことが確認できる書類を提出いただく必要があります。</p>
11	<p>現地通貨での支払いについては、補助対象となるか。</p>	<p>海外現地での支払いについては、クレジットカード払い等を基本としますが、現地通貨での支払いを行わなければならない場合には、領収書等の証拠書類及び現地通貨に両替した際の書類を添付していただく必要があります。</p> <p>ただし、現地での支払いに当たり、チップが必要であったとしても、補助対象とはなりません。</p>
12	<p>訪問先への贈答品については、上限はあるのか。</p>	<p>特に、金額に上限は設けておりませんが、社会通念上、必要以上と判断されるようなものについては、補助対象外とする場合があります。</p>